学校安全ネット通信№13（2017.2.7発行）

～ともに～ 皆心一つに

第15回公開学習会報告

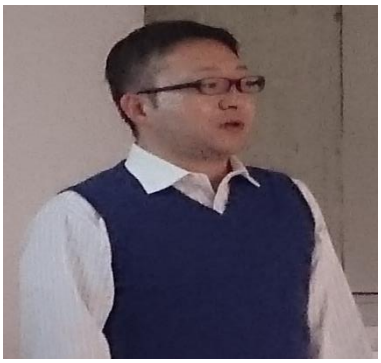

堀井　雅道（国士舘大学）

大川小学校津波被災裁判と学校安全の課題

「学校安全」とは①―「学校安全」を保障する教育法的意義

- 学校は、憲法26条にもとづく子どもの「教育を受ける権利」を保障していく制度のひとつである。
  - ☞憲法上の「幸福追求権」（13条）、「生存権」（25条）を保障していく上でも必要不可欠である。
- 教育は、教育基本法1条に示される通り、「人格の完成を目指し」、子どもを「心身ともに健康」に育てていく、「未来志向」の営みである。
  - ☞教基法2条には「教育の目標」として「健やかな身体を養うこと」（1号）と「生命を尊」ぶ態度（4号）が掲げられている。

学校には、教育の目的・目標の達成と子どもの「未来」を阻むような要因を取り除き、安全にしていくことが求められる。「学校安全」は「教育を受ける権利」を保障していくための前提的・基本的条件といえる。

「学校安全」とは②―子ども・学校の安全を脅かすもの

生活安全	交通安全	災害安全
事故	登下校中の交通事故	火災
犯罪（不審者侵入等）		震災
いじめ（暴力行為等）		風水害・雪害
		原子力災害

学校安全

※学校の安全管理下には登下校中も含む

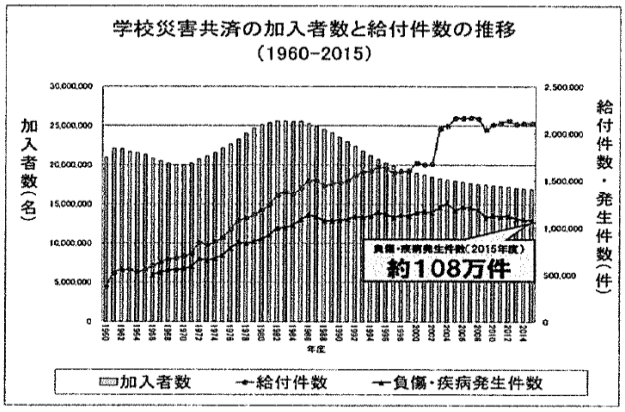

学習会はパワーポイントを使い話されましたが、別途「大川小学校津波裁判と学校安全の課題」と題した資料

1. 「学校安全」を考える前提―「学校安全」と学校の法的責務
2. 大川小学校津波被災訴訟裁判例にみる「学校安全」の課題
3. 大川小津波被災訴訟裁判と「学校安全」の課題

が配布されました。

そこで、講師堀井先生の思いを伝えるべく前文掲載します。

“東日本大震災から約五年半。東日本大震災は「学校安全」、特に学校の防災（災害安全）を考える上でも重要な提起をしてきた。そして、今年一〇月二六日、学校の管理下では最多の児童七四名、教員一〇名が波により犠牲となった石巻市立大川小学校の津波被災訴訟の判決が仙台地裁により下された。そこで、この裁判例をもとにしながら、「学校安全について改めて理解を深めるとともに今後の課題を探っていく。“

3. の大川小津波被災訴訟判決と「学校安全」の課題として

(1) 学校の実情に応じた「危険等発生時対処要領」の改定
(2) 教職員の対応力の向上
(3) 防災教育・学習の見直し
(4) 「学校安全」の今後
　＊津波防災対策の検証と学校立地基準の検討
　＊学校事故の原因究明と「学校安全」の点検機能を有する組織の必要性（いじめ防止対策推進法との関係）
　＊教員養成段階（教員志望者）における「学校安全」の知識の必要性

講義内容は季刊教育法に掲載されます。是非お読みください。

お知らせ

第16回　公開学習会

日時　2017年3月24日（金）　午後6時30分～
場所　早稲田大学戸山キャンパス　33号館　16階（第10会議室）
講師　日野一男（実践女子大・短期大学名誉教授。日本ハラスメント＆リスクマネージメント代表）

第4回の総会日程　2017年6月10日（土）

「白玉団子詰まらせ死亡事故」・宇都宮地方裁判所の判決について

白玉汁の「白玉だんご」で窒息した飯沼晃太君のご両親が提訴した事件の判決が、2月2日、宇都宮地方裁判所で言い渡されました。
3年間の自宅闘病の後に死去されたのち平成25年7月26日の提訴で、原田が弁護団長をつとめました。提訴には経過がありました。事故発生後、両親から真岡市宛に調査申し込み、それが聞き流しだけで終わり、なんら対応されないことから、次段階として、第三者委員会の設置要求し、平成25年11月に出された第三者委員会報告書が現状追認に止まり、再発防止の提言が何らなされていないことについての失望から、第三段階として本件の提訴に至りました。
裁判所が、学校事故として給食の強制の契機をどう判断するか、給食で危険な状態で出された食材を児童は拒否できない。
こんにゃくゼリー事件で製造物責任を否定された判例を踏まえて、メーカーの責任でないとして、結果の重篤な後遺症と死亡は生徒の責任なのか、提供者の学校や給食センターの責任か。
ハイムリック法を行っていないことは救急措置として過失があるのではないか等の問題提起をした裁判です。
判決では「従前同種事故は起きていない」などの理由から学校と市の責任はなしとされました。
原告はすでに控訴の決意しています。弁護団声明全文掲載します。
（文責　原田敬三）

原告弁護団のコメント

平成２９年２月２日

原告訴訟代理人　弁護士　原　田　敬　三
同　　黒　岩　哲　彦
同　　菅　野　朋　子
同　　遠　藤　健　一
同復代理人　弁護士　北　川　浩　司

本日宇都宮地方裁判所第一民事部（裁判長吉田尚弘）は、茨城県真岡市の「白玉団子詰まらせ死亡」事故・損害請求事件について、原告の請求を棄却する判決を言い渡しました。

栃木県真岡市在住の小学１年生の児童である故飯沼晃太君は、平成２２年２月１０日給食に出された白玉汁の白玉を吸い込み、窒息し、脳死状態（いわゆる植物人間状態）で３年間生き長らえたました平成２５年１月意識が戻ることなくその短かすぎる人生を閉じました。飯沼晃太君の両親の飯沼健一さんと飯沼佳美さんが真岡市を被告として平成２５年７月２２日に国家賠償請求事件を提訴しました。小学校における給食による窒息事故に対する徹底した安全対策を講じさせ当然行われるべき予防を実現すること、不幸にも給食による窒息事故により被害が発生した場合の補償の在り方について裁判所に問うことは重要な意義があると考えています。

判決は、白玉団子をカットしないまま汁に入れて提供した過失を認めませんでした。平成１９年６月５日放送のNHK『おはよう日本』は白玉団子による事故について全国的に報道されて社会的知見となり、内閣府食品安全委員会平成２０年５月２日「食べ物による窒息事故を防ぐために」は乳幼児高齢者の食べ物の窒息事故がおきやすいことを広く国民に呼びかけています、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課平成２０年１０月１日「窒息事故に関する学校給食における食品の安全確保について」の通達が出ています。判決はこれらの社会的知見を無視し、窒息事故を防止するための内閣府食品安全委員会や文部科学省の呼びかけに逆行するものです。

判決は、事故発生後にハイムリック法による救命措置を行わなかった過失を認めませんでした。
しかし、救急医療の分野では咽頭異物による窒息への対処法はハイムリック法が常識であり、消費者庁『食べ物による子どもの窒息事故を防ぐために』や文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課平成２０年１０月２１日事務連絡『学校給食のパンの窒息事故の発生について』、そして本件の地元である芳賀地区広域行政事務組合消防本部の『応急手当テキスト』はハイムリック法をすると明記しています。

本判決は学校における窒息事故の再発防止に逆行するものです。私たちは、社会規範として将来も有効かつ役立つ判決，学校における窒息事故の再発防止の世論を後押しするような正義の判決を得るために取り組みを進めます。

以上

学校の中での気になる一場面
―孫の給食白衣紛失事件から―

同居する孫の通う小学校の担任の先生からの電話を受けた時のことです。
「1か月ほど前に、当番で白衣を洗濯に、持ち帰ったままなのですが、お家にないでしょうか？」かなり前の事でしたが私はよく覚えていて「確かに、洗濯して持たせました。」と伝えました。　孫も気にして担任に尋ねたら「ワークマンに売っているのではないか」と言われ、早速、その晩母親と一緒に買いに行ったところ作業着ばかりで給食の白衣などは置いていないと帰ってきました。翌日そのことを担任に伝えると「じゃあ、校長先生に相談するから」と言われたとのことです。孫本人も学校に持っていた覚えはあるが、ちゃんと指定の場所に置いたかどうか、今になっては、記憶は定かではないと言います。
私はこの担任の「ワークマンにとか、校長先生に」という応え方がとても不可解に思えました。そのことを孫の母親と話し合って、母親が学校と連絡を取りました。
それから2～3日後の事です。孫が学校から帰ってくるなり、「あったよ、いつもの場所に置いてあった」と。違う所に紛れ込んでいて、更に1か月もの間予備の白衣を使っていたというのです。私はこの学校の対応にとても不信感を持ちました。
なぜ突然所定の場所に戻っていたのか？　誰が戻してくれたのか？　学級の中で子どもたちが白衣の無いことを言い出さなかったのか？　探さなかったのか？　などなど学級みんなの問題になっていなかったのかということです。
白衣が見つかったことで、この件は終わりました。しかし、私は日常のちょっととした問題、いつもと違う出来事などにもう少し関心を払って、学級、学年、学校の話題にしてほしいのです。
今、このような小さな出来事が積み重なって様々な事件が起きているのではないかと思われるのです。

木村　伸子

教師の“生徒虐待”を問う

ー大分県竹田高校剣道部熱中症死亡事件ー

国学校事故・事件を語る会」　内海千春

2009年8月、大分県立竹田高校で、剣道部の練習中、当時2年生だった男子生徒が熱中症で死亡した。

打ち込み稽古では、合格と判定された者から稽古を終えることになっていたが、男子生徒は最後まで合格と判定されず、ひとり打ち込み稽古が続けられた。フラフラになった男子生徒は、「もう無理です」と訴え、最後には竹刀を落としても気づかず、竹刀を構える動作をし続けた。顧問は「演技じゃろうが」と言いながら男子生徒の腹を蹴り、倒れた男子生徒の頬を叩いた。男子生徒は立ち上がったものの、ふらふらと歩き壁に額を打ち付け、頭から出血し再び倒れた。顧問は倒れた男子生徒にまたがり、再度「演技じゃろうが」などと言いながら、平手打ちを繰り返した。打ち込み稽古が始まってから男子生徒が倒れるまで、1時間半の時間が経っている。

その後、顧問は男子生徒が嘔吐し、声をかけても反応しない様子を見て、救急車を呼び病院に搬送した。しかし、男子生は同日熱中症により死亡した。

この事件で、男子生徒の両親は県と顧問らを相手に損害賠償を求め提訴した。裁判では県などに賠償金を支払うよう命じたが、顧問だった教師への賠償責任は認められなかった。

国賠法では、公務員が公務中に起こした過失によって損害が発生した時、その賠償は国や公共団体が行うと定められている。ただし、その公務員に故意または重大な過失があったときは、国や公共団体はその公務員に対して求償権を持つとされている。

そこで両親は再度、賠償金の一部を県が顧問らに請求するよう求める裁判を起こし、2016年12月、県が元顧問に賠償金の一部を請求するよう命じる判決が出された。

これまで、公務員の「重大な過失」が認められることはほとんどなかった。認められる場合は、公務員の行った行為が「過失」ではなく「故意」に行われたと考えられる場合である。

今回の判決は顧問の「重大な過失」を認定した。これは、男子生徒が顧問の「過失」によって死亡したのではなく、顧問の「故意」によって殺されたと認めたことに等しい。つまり、顧問の行った行為は「指導」ではなく、「虐待」であったと認定したのである。

今、家庭での子どもの虐待が社会問題となり、改善に向けて様々な取り組みが行われている。しかし、かつて家庭での子どもの虐待は、「親の教育権」「しつけ」等の壁によって阻まれ、長い間手が差し伸べられてこなかった。そして、その間多くの子どもの命が奪われてきた。

学校でも、教師による子どもの虐待が発生している。今回の事件、大阪市の桜宮高校の事件、「指導死」と呼ばれる教師によって追い詰められた子どもの自殺等はその例である。　しかし、教師による子どもの「虐待」は「学校」「指導」という壁に阻まれ、その実態は明らかになっていない。

2017年1月、大分県教委は、当時の顧問の対応に個人として賠償を負担させるほど「重大な過失」があったとはいえないとして、福岡高裁に控訴し、「今回の裁判は、部活動に関わる教員の今後の活動にも大きな影響を与えるため、上級審の判断を仰ぎたい」とのコメントを発表した。

しかし、県教委は、これまでの裁判で明らかになった事実に向き合ったとき、本当に顧問に「重大な過失」がなかったと言い切れるのだろうか。県教委が事実に向き合うことなく、政治的判断によって控訴することは、教師による子どもへの「虐待」を温存することにつながり、ひいては亡くなった男子生徒の尊厳を傷つけることになるのではなかろうか。

教師による子どもの「虐待」にメスが入るためには、まだ多くの子どもが犠牲にならねばならないのかと考えると、暗澹たる思いがする。

2016.12.29　毎日新聞コラム論説委員落合博氏の発信箱「壁は壊れた」の感想を投稿いただきました。

学校・部活動における重大事件・事故から学ぶ研修会開催報告

第1回（2016年11月7日）・第2回（2016年12月12日）・第3回（2017年1月30日）と日体大で開催された研修会は、我が子を学校事故で亡くし、事実を知りたいと裁判に臨んだ被害者方々か、将来教職員を目指す日本体育大学の学生の皆さんに向けた、メッセージ（願い・祈り）が淡々と語られました。

わが子を学校事故・事件で亡くされた保護者にとって、一番願っていた語りの場を作ってくださった南部さおり先生の情熱と行動力に敬意を表し、胸熱く身の引き締まる研修会でした。こうした企画が今後も他の教育現場で実施されることを願います。

学校安全ネットがお薦めする この一冊！ Vol.10

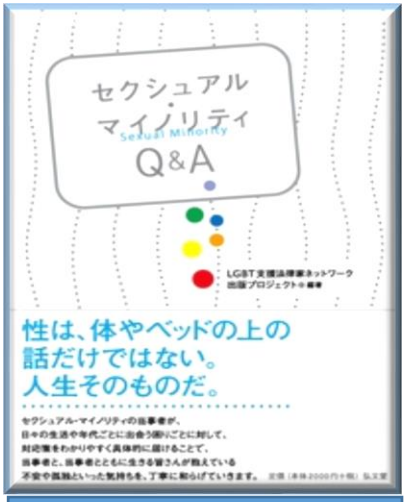

出版　　弘文堂
サイズ　A5　並製　304頁
定価　　￥2000＋税

セクシャル・マイノリティQ&A

　セクシャル・マイノリティの問題は人権問題、と聞いていたが、差別の対象となっている、という浅い理解しかなかった。
本書で紹介されている調査によれば、セクシュアル・マイノリティは人口の約７．６％とされているが、暗数もありうる。上記割合としても、学校１クラスあたり１、２名いてもおかしくはない。それにもかかわらず、その姿が見えていないのは、明かすことが許されない社会的雰囲気であることが大きな原因だろう。いじめの対象になることも容易に想像できる。昨今、セクシャル・マイノリティについて認知が進んできていると言われている。しかし、まだまだお笑いの対象とする言辞がまかり通る世の中である。本書は、セクシャル・マイノリティ当事者に対してひとりぼっちではないと呼び掛け、また法律専門家や周囲の大人は、どのような問題が起きているか、どのようなサポートが考えられるかについて平易な表現で書かれている。
　学校関係での設例では、「自分の本当の性別で学校に通いたい」「修学旅行の就寝のとき、別室に移るよう学校からいわれている」といった設例が設けられている。単純に特別扱いすればよいというものではないこと、当事者の気持ちを十分尊重することが大切であることがわかる。また、学校関係に限らず通読することで、人生において当事者がどのような課題に直面するかを知ることができる。
また、随所にはさまれた当事者の方が書かれたコラムは、いずれも大きな葛藤、不合理な取り扱いを受けた経験、それを乗り越えた姿がいずれも身に迫った。これまでその感覚に鈍感であった自分に恥じ入る気持ちとなった。
　本書は、あとがきで山下敏雅弁護士がいう「どんな人も１人ひとりが尊重されること、きちんと居場所があって、１人ではないと実感できること、そして自分の人生を自分で選び、安心した毎日と幸せな人生を送ること」が人権であるとの視点のもと、当事者の気持ちに寄り添い、勇気づけるスタンスで一貫している。
巻末に各種相談機関の紹介や、より情報を得るための本や資料の紹介があるのも実用的、かつ初心者がより深く知ることができる道しるべとなる本書の工夫である。
　無知による心無いふるまいをしないために、また、当事者の方が困ったときに相談を受けることができる周囲の大人となるために、一読をお勧めしたい。

弁護士　掛川亜季

☆学校安全ネット入会の御案内☆

私たちの活動は、皆さんの会費で運営しています。
学校安全に関する相談をはじめ、当会の事業に対する
ご理解・ご賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

年会費　★会員　３，０００円　☆賛助会員　５，０００円

郵便為替でのお手続きは、以下までお願い致します
振 込 先　　００１３０－９－３４６４６３
加入者名　　学校安全全国ネットワーク

★『安全ネット通信』刊行元・お問合せ先
学校安全全国ネットワーク
TEL　０３－３５１１－５０７０
FAX　０３－３５１１－５７８４
E-mail　uta@yoko-no-heya.jp
HP　http://gakouanzen-network.com

事務局所在地
〒１０２－００７１
東京都千代田区富士見２－７－２
ステージビル１７０６号
南北法律事務所　内